

宮城県私立高等学校等専攻科修学支援金補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、私立高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科（以下「高等学校等専攻科」という。）における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、県内に高等学校等専攻科を設置する学校法人（以下「学校法人」という。）に対し、予算の範囲内で、宮城県私立高等学校等専攻科修学支援金補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象)

第2 補助対象経費は、知事が別に定める要件に基づき宮城県私立高等学校等専攻科修学支援金（以下「専攻科支援金」という。）の支給を受ける資格を有することについて知事の認定を受けた者（以下「受給権者」という。）に対して支給される専攻科支援金を受給権者に代わって学校法人が受領し、当該受給権者の授業料に充当する（以下「代理受領」という。）ために必要な額とし、その額は、毎年度、各受給権者について、次項に定める専攻科支援金の額を各対象校に在籍するすべての受給権者について合算した額とする。

2 補助金の算定対象となる専攻科支援金は、受給権者がその初日において当該認定に係る高等学校等専攻科に在学する月について、月を単位として支給されるものとし、その額は、一月につき、別表の「補助対象額」欄（補助対象上限額を超える場合にあっては、「補助対象上限額」欄）の額とする。

(交付の申請)

第3 補助金の交付を受けようとする学校法人は、別に定める期日までに、様式第1号による交付申請書を知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第4 知事は、第3の規定による交付申請書の提出があったときは、速やかに当該申請を審査し、交付又は不交付の決定を行わなければならない。この交付の決定を行う場合において、知事は、様式第2号による交付決定通知書により学校法人に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定に基づいて交付の決定を行う場合において、交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第5 第4第1項の決定を受けた学校法人は、決定の内容又はこれに付された条件に対し

て不服があるため、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、当該決定の通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(交付の変更)

第6 学校法人は、第4第1項の交付決定の内容を変更しようとするときは、あらかじめ様式第3号による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を得なければならない。

2 知事は、前項の変更承認申請書の提出があったときは、速やかに当該申請を審査し、変更の承認又は不承認の決定を行い、交付の変更を承認するときは、様式第4号による変更交付決定通知書により、学校法人に通知するものとする。

3 知事は、前項の規定に基づく承認をする場合において、必要に応じて、内容を変更し、条件を付すことができるものとする。

(事業の中止または廃止)

第7 学校法人は、専攻科支援金の代理受領を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第5号による中止(廃止)承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第8 学校法人は、専攻科支援金の代理受領が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は代理受領の遂行が困難となった場合においては、その旨を記載した遅延報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告及び調査)

第9 知事は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、学校法人に対し報告又は文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はその職員に調査させることができる。

(実績報告)

第10 学校法人は、補助金の対象である専攻科支援金の代理受領が完了したときは、その日(第7の規定による廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認の日)から30日を経過した日又は翌年度の4月20日のいずれか早い日までに、様式第6号による実績報告書その他の書類(第11において報告書等という。)を知事に提出しなければならない。

(額の確定等)

第11 知事は、第10の報告書等の提出を受けた場合は、当該報告書等を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、その報告に係る専攻科支援金の代理受領の実施結果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を

確定し、様式第7号による確定通知書により学校法人に通知するものとする。

- 2 知事は、学校法人に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、学校法人に対し、その超える部分に相当する金額の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の金額の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。
- 4 前項に規定する期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第12 補助金の支払いは、原則として第11第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、規則第15条ただし書の規定に基づき、補助金の全部又は一部について概算払することがある。

(交付決定の取消等)

- 第13 知事は、学校法人が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他規則又はこれに基づく知事の処分に違反したときは、補助金等の交付の全部又は一部を取り消すことがある。
- 2 知事は、前項の取消を行った場合には、交付した補助金のうち当該取消しに係る部分の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずるものとする。
 - 3 知事は、交付決定を取り消し、前項の規定による補助金の返還を命ずる場合には、学校法人に対し、当該命令に係る交付金を学校法人が受領した日から、当該命令により返還すべき補助金を学校法人が納付する日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の規定に基づく加算金の納付については、第11第3項及び第4項の規定を準用する。

(補助金の経理)

- 第14 学校法人は、補助金の経理についての帳簿を備え、補助金とそれ以外の経理とを明確に区分し、その収支の状況を帳簿に記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 学校法人は、前項の帳簿及び収支に関する証拠書類を補助金の交付の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(調書)

第15 学校法人は、補助金に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書を作成しておかなければならない。

(その他)

第16 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

附 則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

(別 表)

区分	保護者等の所得要件	補助対象額	補助対象上限額
区分1	保護者等が、専攻科支援金が支給される月の属する年度（当該月が4月から6月までの月であるときは、その前年度）分の道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されない者	高等学校等専攻科の授業料の月額に相当する額	月額 35,600 円 （通信制課程の場合は月額 12,100 円）
区分2	保護者等の、専攻科支援金が支給される月の属する年度（当該月が4月から6月までの月であるときは、その前年度）分の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額が85,500 円未満である者（区分1を除く）	高等学校等専攻科の授業料の月額に相当する額の 1/2	月額 17,800 円 （通信制課程の場合は月額 6,050 円）

※表中の「保護者等」とは、生徒に保護者（親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、法人である未成年後見人及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長、同法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長及び民法（明治29年法律第89号）第857条の2第2項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人を除く。）がいる場合は当該保護者とし、生徒に保護者がいない場合は当該生徒（当該生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあつては、当該他の者）とする。

なお、高等学校等専攻科に通う生徒については、大多数が在学中に成年年齢に達して父母の親権に服さなくなるが、この場合の「保護者等」の考え方は、成年年齢に達する日の前後において判定における取扱いが変更とならないよう、「当該生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあつては、当該他の者」にある「当該他の者」を「成年年齢に達する日以前の日において生徒等の保護者であった者」（生徒等の父母であれば、その両名）を指すものとして取り扱うこととする。

様式第1号

文 書 番 号
令和 年 月 日

宮城県知事

殿

法人等所在地
法人等名
代表者名

印

令和 年度宮城県私立高等学校等専攻科修学支援金補助金交付申請書

標記補助金について、下記のとおり交付されるよう、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号）第3条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付対象期間 令和 年 月 ～ 令和 年 月

2 交付申請額 _____ 円

様式第2号

宮城県（私公）指令第 号

学 校 法 人 名

令和 年 月 日付け 第 号で申請のありました令和 年度宮城県私立高等学校等専攻科修学支援金補助金については、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号）第4条の規定により、金 円を交付します。

令和 年 月 日

宮城県知事

記

（交付の条件）

様式第3号

文 書 番 号
令和 年 月 日

宮城県知事

殿

法人等所在地
法人等名
代表者名

印

令和 年度宮城県私立高等学校等専攻科修学支援金補助金変更交付申請書

令和 年 月 日付け宮城県(私公)指令第 号で交付決定を受けた令和 年度宮城県私立高等学校等専攻科修学支援金補助金について、補助金等交付規則(昭和51年宮城県規則第36号)第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり変更して下さるよう、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付対象期間 令和 年 月 ~ 令和 年 月
- 2 既交付決定額 _____ 円
- 3 変更交付申請額 _____ 円
- 4 差額(3-2) _____ 円

様式第4号

宮城県（私公）指令第 号

学 校 法 人 名

令和 年 月 日付け 第 号で申請のありました令和 年度宮城県私立高等学校等専攻科修学支援金補助金の変更については、令和 年 月 日付け宮城県（私公）指令第 号の により、事業内容の変更を承認し、同指令の補助金額「金 円」を「金 円」に変更します。

令和 年 月 日

宮城県知事

記

様式第5号

文 書 番 号
令和 年 月 日

宮城県知事

殿

法人等所在地
法人等名
代表者名

印

令和 年度宮城県私立高等学校等専攻科修学支援金補助金中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け宮城県（私公）指令第 号で交付決定を受けた令和 年度宮城県私立高等学校等専攻科修学支援金補助金について、令和 年 月 日付け宮城県（私公）指令第 号の に基づき、下記事由により中止（廃止）したいので、承認して下さるよう申請します。

記

1 交付対象期間 令和 年 月 ～ 令和 年 月

2 既交付決定額 _____ 円

3 中止（廃止）の事由

（

）

様式第 6 号

文 書 番 号
令和 年 月 日

宮城県知事

殿

法人等所在地

法人等名

代表者名

印

令和 年度宮城県私立高等学校等専攻科修学支援金補助金に係る実績報告書

令和 年 月 日付け宮城県(私公)指令第 号で交付決定を受けた令和 年度宮城県私立高等学校等専攻科修学支援金補助金の実績について、補助金等交付規則(昭和51年宮城県規則第36号)第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 交付対象期間 令和 年 月 ～ 令和 年 月
- 2 交付決定額 _____ 円
- 3 実績額 _____ 円
- 4 不用額(2-3) _____ 円
(不足額)

様式第7号

文 書 番 号
令和 年 月 日

学校法人 代表者 宛

宮城県知事

令和 年度宮城県私立高等学校等専攻科修学支援金補助金の額の確定について
(通知)

令和 年 月 日付け宮城県（私公）指令第 号で交付決定しました令和 年度宮城県
私立高等学校等専攻科修学支援金補助金については、令和 年 月 日付け 第 号で提
出がありました事業実績報告書に基づき、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36
号）第13条の規定により、その額を金 円に確定します。

宮城県私立高等学校等専攻科修学支援金補助金の取扱いについて

宮城県私立高等学校等専攻科修学支援金補助金（以下「補助金」という。）は、県が、私立高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科（以下「高等学校等専攻科」という。）に通う低所得世帯の生徒に対して、高等学校等専攻科修学支援金（以下「専攻科支援金」という。）の支給を行うにあたり、当該生徒の在籍する学校を設置する学校法人（以下「学校法人」という。）が専攻科支援金の代理受領を行う場合に県が学校法人に対して所要額を補助するものである。

1 専攻科支援金について

(1) 対象となる学校

専攻科支援金の支給対象となる学校は、高等学校等専攻科の学科のうち、以下の①又は②の要件を満たすものとする。ただし、特別支援学校の専攻科については、③の要件を満たす場合も対象とする。

① 大学への編入学基準を満たす課程を有するもの

なお、ここでいう「大学」とは、短期大学を含むこととし、ここでいう「編入学基準を満たす課程」とは、平成28年文部科学省告示第63号又は第64号に定める基準を満たすものとする。

② 国家資格者養成課程を有するもの

なお、ここでいう「国家資格」とは、資格のうち、法令において当該資格を有しない者は当該資格に係る業務若しくは行為を行い、若しくは当該資格に係る名称を使用することができないこととされているもの又は法令において一定の場合には当該資格を有する者を使用し、若しくは当該資格を有する者に当該資格に係る行為を依頼することが義務付けられているものをいう。

③ 就労支援に資する教育課程を有するもの（特別支援学校の専攻科に限る。）

(2) 対象となる者

専攻科支援金の支給対象となる者は、(1)の高等学校等専攻科に在学し、以下の①～⑤の全ての要件を満たす者とする。

① 日本国内に住所を有する者

② 高等学校等専攻科を修了していない者

③ 高等学校等専攻科に在学した期間が通算して24月（特別支援学校専攻科は36月。ただし、高等学校等専攻科の定める修業年限がこれに満たないもの及び特別支援学校専攻科のうち36月を超える修業年限を定めているものであって県が必要と認めるものについては、当該修業年限。）を超えない者

在学期間は、その初日において高等学校等専攻科に在学していた月を一月として計算することとし、次に掲げる期間は通算しないものとする。

・日本国内に住所を有していなかった期間（その初日において日本国内に住所を有していなかった月を一月として計算し、専攻科支援金の支給を受けることのできた月を除く。）

・高等学校等専攻科を休学していた期間（令和2年4月1日以前に高等学校等専攻科を休学していた期間を含む。）

④ 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者として、以下のア又はイに該当する者

ア 保護者等が道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されない者

イ 保護者等の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額が85,500円未満である者（アに該当する者を除く。）

ここでいう「保護者等」とは、生徒に保護者（親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、法人である未成年後見人及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長、同法第

47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長及び民法（明治29年法律第89号）第857条の2第2項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人を除く。）がいる場合は当該保護者とし、生徒に保護者がいない場合は当該生徒（当該生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあっては、当該他の者）とする。

なお、高等学校等専攻科に通う生徒については、大多数が在学中に成年年齢に達して父母の親権に服さなくなるが、この場合の「保護者等」の考え方は、成年年齢に達する日の前後において判定における取扱いが変更とならないよう、「当該生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあっては、当該他の者」にある「当該他の者」を「成年年齢に達する日以前の日に於いて生徒等の保護者であった者」（生徒等の父母であれば、その両名）を指すものとして取り扱うこととする。

⑤ 以下のいずれかに該当する学科に通う者

ア 大学への編入学基準を満たす課程

イ 国家資格者養成課程

ウ 就労支援に資する教育課程（特別支援学校の専攻科に限る。）

なお、①～⑤に該当する者が次のア～ウのいずれかに該当するときは、支給対象としない。ただし、災害、疾病その他のやむを得ない事由があると判断される場合は、この限りではない。また、年度の途中でア～ウのいずれかに該当することとなった場合、アについては処分を受けた日の属する月の翌月から、イとウについては翌年度の4月から支給対象としないこととする。

ア 退学・停学（3ヶ月以上のものに限る。）の処分を受けた者

ただし、停学処分を受けた者であって、3ヶ月未満の期間で復学した者については、処分を受けた日の属する月の翌月から、処分が解かれた日の属する月までの支給をしないこととする（処分を受けた日と処分が解かれた日の属する月が同月の場合は、処分を受けた日の属する月の翌月の支給をしないこととする。）。なお、この場合において、支給期間の進行は停止しない。

イ 一の年度における修得単位数が学校の定める当該年度の標準修得単位数の5割以下の者

ウ 一の年度における出席率が5割以下の者

(3) 支給期間

専攻科支援金の支給期間は、高等学校の専攻科については最大で24月、特別支援学校の専攻科については最大で36月とする。ただし、高等学校等専攻科の定める修業年限がこれに満たないものについては、当該修業年限とする。

(4) 専攻科支援金の額

①専攻科支援金の額及び支給対象上限額

専攻科支援金の額は、支給対象高等学校等専攻科の授業料の月額に相当する額（(2)④イに該当する者（住民税非課税に準ずる世帯）については、授業料の月額に相当する額の1/2の額）とする。

ただし、授業料の月額に相当する額（(2)④イに該当する者（住民税非課税に準ずる世帯）については、授業料の月額に相当する額の1/2の額）が以下の表の支給対象上限額を超える場合にあっては、専攻科支援金の額は支給対象上限額とする。この表中、「区分1」は、(2)④アに該当する者（住民税非課税世帯）とし、「区分2」は、(2)④イに該当する者（住民税非課税に準ずる世帯）とする。

<専攻科支援金の支給対象上限額>

区分	支給対象上限額	支給対象上限額 (通信制課程)
区分1	月額35,600円	月額12,100円
区分2	月額17,800円	月額6,050円

なお、高等学校等就学支援金制度においては、1単位あたりの授業料を設定している場合は、別途1単位あたりの支給限度額を設けているが、本制度においては、定額授業料の場合の補助対象上限額と同じ額とし、通算の支給上限単位数及び年間の支給上限単位数は設定しない。

②授業料債権への充当

専攻科支援金の額は、授業料の月額に相当する額（支給対象上限額を超える場合にあっては、支給対象上限額）、つまり、学校設置者が有する受給権者の授業料に係る債権（以下「授業料債権」という。）の額となる。したがって、授業料減免等により、授業料の一部又は全部が免除されている場合は、授業料債権そのものが減額又は消滅しているため、授業料減免後の授業料債権の額が専攻科支援金の額となる。

(5) 所得に応じた支給

専攻科支援金は、(4) ①のとおり所得に応じた支給対象上限額を設けているが、所得確認の基準は、世帯構成を考慮した基準である道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額により判断する。

対象となる世帯	保護者等の道府県民税所得割額 と市町村民税所得割額の合算額	世帯年収の目安（参考）
区分1 住民税非課税世帯	0円（非課税）	270万円未満程度
区分2 住民税非課税に準ずる世帯	100円以上 85,500円未満	270～380万円未満程度

(6) 受給資格認定

専攻科支援金の支給を受けようとする生徒は、受給資格認定申請書に保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額を証明する書類（以下「課税証明書等」という。）を添付し、学校法人を經由して知事に申請し、その認定を受ける。その際、学校法人は専攻科支援金の支給を受けようとする生徒が(2)に定める支給対象とならない事由に該当しないことを証明する。

なお、所得確認を行う保護者等の全員又は一部が住民税の賦課期日（1月1日）に日本国内に在住しておらず、課税状況の確認ができない場合は、支給対象とはせず、保護者等の全員の最新の課税証明書等が確認できる場合に限り、対象とする。

(7) 収入状況の届出

受給権者に係る所得確認については、受給権者が、毎年度、別に定める日までに、課税証明書等を添付した「保護者等の収入に関する事項」に係る届出書を、学校法人を經由して知事に提出する。

(8) 休学

受給権者が休学する場合は、受給権者である生徒が、専攻科支援金の支給の停止を知事に申し出る。

(9) 転学

受給権者が転学等をする場合は、転学元と転学先で修業年限が異なる場合があり得る。その場合は、以下の計算式に基づき、転学元での支給期間を勘案した上で、転学先での残りの支給期間を計算する。

○転学先での残りの支給期間

＝転学先の修業年限（月数）から転学元の在学期間相当（※）を除いた月数
 ※転学元での在学月数×転学先の修業年限／転学元の修業年限（端数切捨て）

例1：修業年限1年の専攻科に5月在学→修業年限2年の専攻科に転学

2年（24月）－5月×2年／1年＝14月

例2：修業年限2年の専攻科で18月在学→修業年限1年の専攻科に転学

1年（12月）－18月×1年／2年＝3月

例3：修業年限3年の専攻科で10月在学→修業年限2年の専攻科に転学

2年（24月）－10月×2年／3年＝18月（端数切捨て）

(10) 専攻科支援金の支給方法

専攻科支援金の支給方法については、学校法人による代理受領とする。

2 留意事項

学校法人は、その円滑な実施を図るため、本制度の内容について十分な周知等を行うこと。